

令和6年度燃料安定供給対策に関する調査事業（諸外国のエネルギー政策動向、国際エネルギー統計及びエネルギー研究技術等調査事業）に係る入札可能性調査実施要領

2024年3月26日
経済産業省
資源エネルギー庁
長官官房国際課

経済産業省では、令和6年度燃料安定供給対策に関する調査事業（諸外国のエネルギー政策動向及び国際エネルギー統計、エネルギー研究技術等調査事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、
4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

世界の国・地域のエネルギー情勢及び政策に関する、各種情報を毎年度収集、分析し、エネルギー政策の立案に際して、基本資料として広く活用する。国際的なエネルギー統計の透明性・高度化の実現を目指し、国際エネルギー機関（IEA）国際エネルギー統計の整備を支援するために、毎年度各種データの収集・分析・提供を行う。

(2) 事業の具体的な内容

別紙（仕様書）参照のこと

(3) 事業期間

委託契約締結日から2025年3月31日まで（予定）

(4) 事業実施条件

本事業の実施には、以下のような専門的知見・ノウハウ・人的ネットワークを組織として一体的に有していることが、求められる。

①一般的に使われている各種データサイトではカバーしきれない世界の国・地域のエネルギー情勢を網羅的に理解し、かつ（各国それぞれのエネルギー情勢を分析する前提として）エネルギー政策全般（石油、ガス、石炭、電力、原子力、水素等）に関する専門的知見を有していること。

②これらの諸国・地域のデータにアクセスするノウハウや、138カ国のエネルギーを所掌する省庁等を網羅的に有し、今ある知見を隨時アップデートできること。

③IEA をはじめとする国際機関の窓口たりうる、日本のエネルギー政策全般での深い専門知識及び提供すべき情報の編集能力等を有していること。

④エネルギー技術研究にかかる専門性の高い会議体にて議論に参加し、我が国の取組を発信するとともに、各国の取組を国内に報告できるだけの専門的知見とアウトプット能力（語学力含む）を有していること。

2. 説明会の開催

説明会は実施致しません。ご質問がある場合は、令和6年4月2日（火）18時00分までにメールでご連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有致しますので、5. に連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和6年4月2日（月）18時00分までにご登録ください。

3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。
①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。
なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・その他、執行管理業務と想定する業務

②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

＜事業類型＞

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36カ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房国際課 戸矢、田中宛て

TEL 03-3501-0598

E-mail toya-michiyoshi@meti.go.jp

tanaka-yukihisa@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

2024年4月15日（月）12:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。